

2022年6月14日

福島県教育委員会
教育長 大沼博文 様

福島県立高等学校教職員組合
執行委員長 永峯秀明

教員免許更新制廃止に伴う失効免許の再授手続き及び
「研修等に関する記録」作成の義務化の運用に対する要請

5月11日、「教育公務員特例法および教育職員免許法の一部を改正する法律案」が可決成立しましたが、これにより、2009年に導入されてから14年間教員を苦しめてきた教員免許更新制が廃止されます。県立高教組では、全日本教職員組合とともに、制度運用開始直後から廃止を求めて、運動を続けてきました。福島県教育委員会に対しては交渉のたびに、教育活動への支障から当面の運用を中止し、速やかに廃止するように国に具申することを要求してきました。制度が廃止に向けて検討されていることが判明してからは、現行制度に代わる新制度が、これまでの矛盾や困難の解消につながるよう積極的な意見具申を行うことを要求してきました。

改正教育職員免許法は7月1日に施行され、その時点で有効な教員免許状は手続することなく「有効期限のない免許状」となりますが、施行日前に有効期限を超過した教員免許状は「失効」となるものの、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行うことで「有効期限のない免許状」の授与を受けることが可能とされました。文部科学省は、再授与申請手続きに必要な書類等については各都道府県教育委員会が定めているとしています。改正法の附帯決議では、失効者の再授与申請について「広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。」とあり、各教育委員会においては事務手続の簡素化を行うことが求められます。

同時に改正された教育公務員特例法は、教員の研修受講履歴の記録を義務化するとともに、記録にもとづく校長による「指導・助言」を行うことが定められました。「指導・助言」が人事評価の面談の場で行われることになれば、確実に教員の管理・統制強化につながるものと考えられます。教職員にとって研修は必要ですが、それは本来強制されるものではなく、自主的・自発的に行うものです。改正法の附帯決議には「本法による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、この人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知する」とあり、合わせて多忙化につながらないようにすることも求めています。

これらのことをふまえて、下記のことを要請します。

記

- 1 教員の研修受講履歴の記録を義務化及び記録にもとづく校長による指導・助言について、運用を人事評価制度と切り離すこと。
- 2 研修の記録の作成にあたり、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員特例法第22条第2項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」とし、その周知を通じて、各学校で自主的・自発的な研修を推奨しかつその機会を保障すること。
- 3 2022年7月1日時点で「失効」となっている教員免許状に関して、有効期限のない免許状として再授与を行う際に、特段の条件を設けず、手続きについては可能な限り簡素化すること。

以上